

税関係

特例法	特例措置の内容	備考
<p>阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)(震災税法) 7.2.20 公布・施行</p>	<p>① 平成6年分所得での雑損控除の適用 大震災により生じた住宅家財等の損失の金額について、選択により、平成6年分の所得税の計算において控除を認める。</p> <p>② 平成6年分所得での必要経費算入 ア 大震災により生じた棚卸資産、事業用の固定資産、山林等の損失の金額について、平成6年分の事業所得の計算上、必要経費への算入を認める。 イ 大震災により不動産所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供される資産等に生じた損失の金額について、平成6年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額を限度として、これらの所得の計算上必要経費への算入を認める。</p> <p>③ ①及び②アの特例により控除しきれなかった金額がある場合には、平成7年から9年までの各年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除を認める。</p> <p>④ ①及び②の平成6年の控除を選択しなかった場合、住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、その被害を平成6年に受けたものとして、同年の所得税について、災害減免法による所得税の軽減免除を受けることができる。</p> <p>③ 震災の被災者に係る関税法等に基づく申請等の期限の延長、手数料の還付、軽減又は免除の特例を定める。</p>	
<p>地方税法の一部を改正する法律(平成7年法律第9号) 7.2.20 公布・施行</p>	<p>個人住民税の雑損控除額の平成6年分所得からの控除等 国税と同様に、大震災により資産について受けた損失の金額について、平成6年分の所得について雑損控除を認めるとともに、控除しきれなかった金額については、平成7年から9年までの各年の所得の計算上繰り越して控除することができる。</p>	
<p>災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(災害減免法)の一部を改正する法律(平成7年法律第10号) 7.2.20 公布・施行</p>	<p>所得税の軽減免除、徴収猶予等の適用対象者の所得限度額を1,000万円に引き上げ、所得税の軽減免除について、全額免除される所得限度額を500万円に、半額免除される所得限度額を750万円に、4分の1免除される所得限度額を1,000万円に、平成6年分の所得税から、それぞれ引き上げる。</p>	
<p>阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する</p>	<p>・所得税の特例 ① 大震災により受けた被害が原因で財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄について払出しをした場合は、非課税要件に合致しない払出しであっても、利子等を非課税とする。 ② 住宅取得促進税制の対象住宅が大震災により居住の用に供せなくなった場合の住宅借入金等の残額について、引き続き特例</p>	

法律の一部  
を改正する  
法律（平成7  
年法律第48  
号）

7.3.27 公  
布・施行

を適用し、その後の住宅の取得又は増改築があったときには、住宅取得促進税制限度額の範囲内で、旧住宅の借入金等も対象とする。

③ 被災市街地復興土地区画整理事業の施行に伴い、清算金に代えて換地上に施行者が建設する住宅を取得する場合等には、取得価額引継ぎによる課税の繰延べを認める。

④ 大震災により住宅が滅失等した従業員に対する企業からの住宅取得等のための無利子融資又は低利融資については、従業員の受ける経済的利益には課税しない。

・法人税の特例

① 震災損失の繰戻還付

大震災により棚卸資産、固定資産等に生じた損失につき、その事業年度開始前1年以内に開始した事業年度の法人税額から損失金額に対応する金額の還付を請求できる（欠損金額の2分の1が当該事業年度を超える場合はその前2年以内に開始した事業年度の法人税額からその2分の1を限度として還付請求できる。）。

② 利子等の所得税の還付の特例

大震災発生日から平成8年1月16日までの間に終了する事業年度において、法人税額を超える利子、配等に係る所得税額の還付の後年度繰越しを震災損失額の限度で解除し、控除超過額の還付請求を認める。

③ 最低資本金引き上げに係るみなし配当の非課税措置等の期限延長

最低資本金額の引上げの猶予の特例が適用される株式会社及び有限会社について、資本組入れに係るみなし配当の非課税措置の適用期限等も平成9年3月31日まで1年間延長する。

・所得税及び法人税共通の特例

① 被災市街地復興特別措置法の住宅被災市町村の区域内で平成10年3月31日までに取得等した被災者向け優良賃貸住宅につき、割増償却を認める。

② 大震災により被災した建物、機械等の代替資産の取得又は被災区域内等における建物、機械等の取得を平成12年3月31日までに自己の事業の用に供した場合等に、特別償却を認める。

③ 地方公共団体等が、被災市街地復興推進地域内で行う土地区画整理事業において公共施設の用地に充てるため、土地等を事業計画決定前に買い取る場合に、譲渡益からの5000万円特別控除又は取得価額引継ぎによる課税の繰延べを認める。

④ 地方公共団体等が、被災市街地復興推進地域内で行う第二種市街地再開発事業等のため、事業者に代わり土地開発公社等が土地等を事業計画決定前に買い取る場合に、譲渡益からの5000万円特別控除又は取得価額引継ぎによる課税の繰延べを認める。

⑤ 被災市街地復興特別措置法の特定住宅被災市町村の土地等が、復旧事業の用に供する等のため、地方公共団体等に買収られる場合につき、2000万円特別控除を認める。

⑥ ③から⑤までに該当する場合を除き、特定被災市街地復興推進地域内等の一定の買取り等につき、1500万円特別控除、譲

渡所得の軽減税率等を認める。

- ⑦ 被災区域外の土地、建物等の被災区域内の土地、建物等への買換え又は大震災前に取得した被災区域内の土地、建物等の国内の土地、建物等への買換えが平成12年3月31日までに行われた場合等に、圧縮記帳による課税の繰延べを認める。

・相続税及び贈与税の特例

- ① 大震災発生前の相続税等に係る財産の評価の特例

大震災発生前の相続税又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税の申告期限が大震災発生日以後に到来するときは、指定された地域内の土地等又は一定の非上場株式については、大震災の発生直後の価額を課税価額とすることができる。

- ② 大震災発生日以後3年以内に開始した相続により取得した財産のうち指定地域内にある土地又は土地の上に存する権利で被相続人が相続開始前3年以内に取得したものがあるときは、課税価額を取得時の価額で計算する特例の適用の排除を認める。

・地価税の特例

- ① 平成7年分から平成9年分の次の土地等（土地及び借地権その他の利用権）について課される地価税を全額免除する。

大震災により滅失又は通常の修繕では修復不能の損壊を受けた建物その他の工作物の用に供されていた土地等

- ② 平成7年分の次の土地等について課される地価税を全額免除する。

ア 大震災により地割れ、陥没等の相当な被害を受けた土地等

イ 大震災による損壊により大震災発生日の翌日から平成7年2月17日まで床面積の2分の1以上が使用されなかった建物その他の工作物の用に供されている土地等

ウ 大震災による損壊により大震災発生日から平成7年2月16日までの売上金額その他の事業活動の指標が前年比2分の1未満であるものに係る建物その他の工作物の用に供される土地等

エ 関係府県知事又は関係市町長に、大震災の被災者に対する応急仮設住宅の用に供する土地等として貸し付けられ、又は応急仮設住宅として貸し付けられた建物の用に供する土地等

- ③ 平成7年分の次の土地等について課された地価税の2分の1を免除する。

大震災発生日の翌日から平成7年2月17日までの間水道、電気等の供給が絶たれた土地等

・その他の主な特例措置

- ① 滅失住宅等の代替建物についての所有権保存登記等に係る登録免許税の免除

- ② 最低資本金引上げに係るみなし配当の非課税措置等の期限が延長される株式会社及び有限会社に係る増資登記等の登録免許税の税率軽減措置の1年間の延長

- ③ 居住用財産及び特定の事業用資産の買換特例に係る買換資産の取得期間等の延長

- ④ 大震災被害者に対する政府系金融機関、地方公共団体等の特別貸付の消費貸借契約書についての印紙税の非課税措置

	<p>⑤ 消費税の届出書の提出の特例</p> <p>⑥ 国税通則法に基づく期限伸張による中間申告期限の確定申告期限との一致に伴い、法人税・消費税の中間申告を不要とする。</p>	
<p>地方税法の一部を改正する条例(平成7年法律第49号) 7.3.27 公布・施行</p>	<p>・固定資産税及び都市計画税関係</p> <p>① 被災住宅用地の固定資産税及び都市計画税の住宅用地並み課税の特例 平成7年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の軽減措置を受けていた土地上の家屋が大震災により滅失又は損壊した場合に置いて、家屋の敷地として利用されず、かつ、住宅用地として使用不能と市町村長が認めるときは、平成8年度分又は9年度分の固定資産税又は都市計画税の算定につき住宅用地についての軽減措置を適用する。 土地区画整理事業の仮換地処分等により仮換地等を取得した場合にも、所有者が同じときには、この特例が適用される</p> <p>② 大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の買換え又は改良が平成10年1月1日までに行われたときは、取得又は改良以後に課される固定資産税については、課税標準を3年間その価格の2分の1とする。</p> <p>③ 大震災により滅失し又は損壊した家屋について、それに代わる家屋の取得又は損壊家屋の改築が平成10年1月1日までの間に行われた場合にも、取得又は改築以後に課される固定資産税及び都市計画税については、3年度分に限り、取得部分又は改築部分について2分の1の軽減措置を講ずる。</p> <p>・不動産取得税 被災市街地復興土地区画整理事業に係る復興共同住宅地内の土地の共有持ち分の取得等については、不動産取得税を課税とする。</p> <p>・その他の主な特例措置</p> <p>① 財産形成住宅貯蓄等に係る国税の特例が講じられるまでに払い出された利子等に係る住民税の利子割額を還付する。</p> <p>② 大震災により、確定優良住宅地等予定地の譲渡につき、住民税の課税の特例の要件を法廷期間内に満たすことが困難である場合に、法定期間を一定期間延長する。</p> <p>③ 期限伸張による中間申告期限との一致に伴い、事業税の中間申告を不要とする。</p>	